公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１２３７号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮、従前の住所名古屋市西区城西町153番地　ＺＥＮＣＨＩビル304号
債務者　松田　勝彦
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　弘信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４２７号
愛知県清須市春日夢の森72番地　ジエルメ夢の森101
債務者　藤井　幸良
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７６号
名古屋市港区当知３丁目3905番地　当知住宅４棟104号
債務者　藤沢　　修
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　昂央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１７１号
名古屋市中村区名駅３丁目６番８号　シティーライフ名駅305号
債務者　大野明恵こと大野暁希こと　朴　　明玉
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３０４号
名古屋市北区中味鋺３丁目517番地　中あじま荘３棟706号
債務者　濱崎　純也
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　義徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４３７号
愛知県知多市新知字美濃川８番地の１　ファミール美濃川202
債務者　馬場　　守
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　輝征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４４１号
名古屋市瑞穂区白羽根町１丁目６番地　コーポ白羽根Ａ号、従前の住所名古屋市瑞穂区北原町２丁目69番地の１
債務者　稲垣　　直
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２５号
愛知県豊川市美園３丁目３番地58　レオパレス美園105号
債務者　大場　幸市
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１０５０号
さいたま市緑区東大門３丁目15番地10　イーグルヒルズ502号
債務者　中島　敏治
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２６号
堺市南区原山台３丁１番４－503号
債務者　稲本　幸男
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津木陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２９９号
さいたま市南区辻２丁目20番６号　リリィハウスＢ号室
債務者　細井　新一
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　千晶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２６９号
岩手県滝沢市室小路664番地７　アーバンライフ室小路Ａ112号
債務者　吉田久美子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２７６７号
大阪府枚方市三栗２丁目１番17－312号
債務者　髙月　佑介
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４４９号
大阪府枚方市長尾元町４丁目８番50－101号
債務者　永濱　尚也
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５６０号
大阪府吹田市五月が丘東２番Ｂ－619号
債務者　中井優子こと　任　　優子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部